

雇用調整助成金等申請支援補助金(新設)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、従業員等の雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の助成を受けようとして、その申請書作成に係る業務を社会保険労務士に委託し、支払った経費に対して補助をします。

補助対象者 町内の事業所の事業主で、国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の申請を社会保険労務士に依頼した方

補助限度額 10万円(補助率10/10)[1事業者1回限り]

申請期限 令和2年12月28日(月)まで
(対象期間:緊急対応期間<4月1日~9月30日>に実施した休業等)

補助対象経費 「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の申請書作成業務等を社会保険労務士に委託して支払った費用(消費税を除く)



社労士

※その他、申請方法や提出書類については下記までお問い合わせください。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111(内線153) 直通75-6207

小規模事業者等持続化応援支援金(延長)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている町内小規模事業者(農家を含む)に対して、事業の継続を下支えし、経営の安定化を応援するため、事業全般に広く使える支援金の申請期限を令和3年1月29日(金)まで延長します。

支給対象者 町内小規模事業者(法人、個人事業主)
※従業員:製造業ほか20人以下、商業サービス業5人以下

支給額 一律20万円(補助率10/10)[1事業者1回限り]

申請期限 令和3年1月29日(金)まで

支給要件(概要) ○令和2年2月から12月までのうち任意の1か月の売上げが、前年同月比で30%以上50%未満減少し、前年同月比の売上高が20万円以上減少していること。
○国の「持続化給付金(売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者等を対象とした給付金)」の申請をしていないこと。



※その他、申請方法や提出書類については下記までお問い合わせください。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111(内線153) 直通75-6207

新型コロナウイルス感染症により、売上げが減少するなどの影響を受けた農家の方へ

高収益作物次期作支援交付金のご案内

対象生産者

○次の要件をすべて満たす生産者が対象となります。

- ①令和2年2月から4月の間に、作物（花き、野菜、果樹など）について出荷実績がある、または出荷できずに廃棄した実績がある生産者の方。（5月以降に出荷実績のある品目についても、今後対象となる見込みです。）
- ②収入保険、野菜価格安定制度、農業共済等のセーフティーネットに加入していること、または加入を検討していること。

支援内容

※下記支援内容は令和2年4月30日以降に実施した取り組みが対象となりますのでご注意ください。

■ 支援内容その1

→高収益作物（花き・野菜・果樹・茶）の次期作に向けた取り組みに対して、以下のとおり支援します。

- 【支援単価】 ①基本単価・・・5万円/10a
②施設栽培のうち高集約型品目の単価（下表参照）



高集約型品目 （新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減少した品目）	交付単価
施設栽培の花き、大葉及びわさび	80万円/10a
施設栽培のマンゴー、サクランボ及びぶどう	25万円/10a

※対象施設・・・加温装置（空調装置）またはかん水装置がある施設（雨よけハウスを除く）

【対象となるための取り組み】

高収益作物の次期作の作付に向けた取り組みを2つ以上実施する必要があります。

■ 支援内容その2

→需要促進に取り組む生産者に対し、新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた取り組みを支援します。

【支援品目】 花き・野菜・果樹・茶 【支援単価】 2万円/10a

【対象となるための取り組み】 次期作の需要促進につながる取り組みを実施する必要があります。

■ 支援内容その3

→高品質なものを厳選して出荷するなどの取り組みに対し、その人数・日数に応じて1人・1日当たり2,200円を支援します。

【対象品目】 花き、茶、施設栽培の大葉、わさび、マンゴー、サクランボ及びぶどう

申請方法

町ホームページに掲載した「高収益作物次期作支援交付金について」をご覧ください、「取組計画書」に必要事項を記入のうえ、下記申請先へそれぞれ申請してください。

申請先

○申請する方によって、書類の提出先が異なりますのでご注意ください。

- ①農協組合員の方：JA ながのちくま営農センター（千曲市）及び各アグリサポートセンター
- ②農協組合員以外の方：坂城町農業再生協議会事務局（役場商工農林課内）

申請期限

現時点（8月21日現在）では国から申請期限が示されていないため、できる限り早めに申請してください。期限が決まり次第、町ホームページでお知らせします。

※詳しい内容については、町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111（内線152） 直通75-6207